

医療情報取得加算について

当院では、マイナンバーカードでのオンライン資格確認による情報（受診歴、薬剤情報・特定健診情報、その他必要な診療情報）を取得・活用して診療をすることにより、質の高い医療の提供に努めています。

上記の体制により、国が定めた診療報酬算定要件に従い、「医療情報取得加算」として、以下の点数を算定します。

○医療情報取得加算

- ・ 初診時 1 点
- ・ 再診時 1 点（※3 ヶ月に 1 回に限り算定）

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

令和 6 年 12 月

出水郡医師会広域医療センター